

療養について

新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（略称：感染症法）」において新型インフルエンザ等感染症に分類されています。
診断を受けた方へは、病状に応じて入院又は宿泊、自宅療養をしていただきます。

（１）入院療養

対象者は原則、次のいずれかに該当あるいは重症化するおそれが高い方で、医師が入院を必要と認める方です。

- 高齢者
- 基礎疾患がある方（慢性呼吸器疾患の方、透析治療中の方 等）
- 免疫機能の低下がある方（免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している方 等）
- 妊娠している方（症状から入院が必要と判断される方）



入院できる病院を電話でご案内します。入院の準備をしながら自宅で待機してください。
病院までの移動は、保健所あるいは救急隊がお送りします。



（２）宿泊療養

対象者は原則として次に該当する方です。

- 無症状病原体保有者及び軽症患者かつ、感染防止にかかる留意点を遵守できる方
- 「（１）入院療養」の条件のいずれにも該当しない方
- 医師が症状から必ずしも入院が必要な状態でないと判断した方
- 妊娠していない方

宿泊療養を希望される方（18 歳以上）は「自宅待機 SOS（コロナ陽性者 24 時間緊急サポートセンター）」☎0570-055221（全日 24 時間対応）に連絡してください。

疫学調査の対象者には電話時に療養方法を決定し、宿泊先等に関しては調整後に担当者よりご連絡します。

大阪府ホームページ
「新型コロナウイルス感染症の軽症
者等の宿泊療養について」



大阪府ホームページ
「宿泊療養施設のしおりと
持ち物について」



大阪府ホームページ
「自宅待機 SOS
について」



（３）自宅療養

次のすべてに該当する方は、自宅療養となる場合があります。

- 無症状あるいは軽症患者
- 感染予防にかかる留意点を遵守できる方
- 同居家族と直接接触せず、外出することなく療養生活を送ることができる方



ただし、症状が悪化した場合は入院あるいは宿泊療養をご案内することがあります。

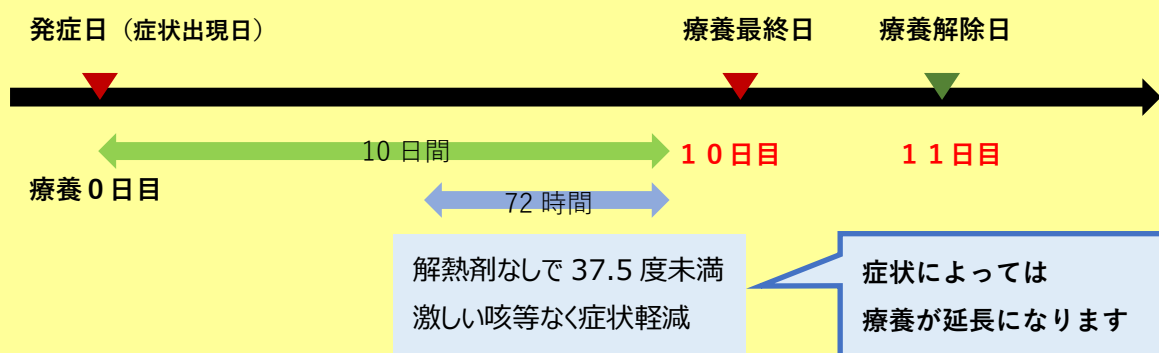
療養期間（療養解除日）について

疫学調査や SMS で、発症日（無症状の場合は検体採取日）をもとに療養解除予定日についてお伝えします。最終的な療養解除日は、次の表を参考に判断してください。

療養期間は症状の経過によって異なりますので、ご不明な点がございましたらお住いの区の保健福祉センターにご相談ください。なお、宿泊療養の場合は療養先の看護師や医師などから、入院療養の場合は入院先の医療機関から療養解除日をお伝えします。

有症状（発熱や咳（せき）などがある）の場合

発症日から 10 日間経過し、かつ、解熱剤を服薬せず症状軽快後 72 時間経過するまで



療養開始から療養解除まで無症状の場合

陽性確定に係る検体採取日から **7 日間**経過するまで



療養開始時に無症状で療養期間中に症状が出現した場合

症状出現から 10 日間経過し、かつ、解熱剤を服薬せず症状軽快後 72 時間経過するまで

